

平成 25 年 2 月 26 日

お 客 様 各 位

今冬期の新潟県における大雪にかかる災害に伴う 当金庫の対応について（その 2）

この度の大雪に際し、被害に遭われました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

新潟信用金庫では、下記災害救助法が適用された地域の被災されたお客様への預金払い戻し等について、2月25日（月）より以下のとおり対応させていただきます。

1. 預金証書、通帳を紛失された場合、ご本人さまの確認をさせていただいた上で、預金の払い戻し対応をさせていただきます。
2. 届出のご印鑑がない場合には、ご本人さまの確認をさせていただいた上で拇印により対応させていただきます。
3. 定期預金、定期積金等の期限前払い戻しのご相談も承ります。
また、これら預金を担保とした貸付のご相談を承ります。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と協議の上対応させていただきます。
5. 災害時の手形不渡処分については配慮させていただきます。
6. 汚れた紙幣の引き換えも承ります。
7. 国債を紛失された場合のご相談も承ります。
8. 応急資金がご入用な場合やお借入金の返済猶予等につきましてもご相談を承ります。

災害救助法が適用された市町村

長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、妙高市、上越市、魚沼市、
南魚沼市、東蒲原郡阿賀町
（合計 9 市町）

その他、詳しくは、当金庫窓口までおたずね下さい。

以 上